



人権ミナモ

家庭ではぐくむ 生き合う力



みなさんの身のまわりでは、たくさんの人権問題が起こっています。
この資料では、そうした人権問題をはじめ、教科書で取り上げられている人権に関する記述をご紹介します。

ありませんか？ あなたのまわりでこんなこと

性的マイノリティに 関する偏見・差別

異性を好きになることが当たり前だと思っていませんか？



感染症に関連する 偏見や差別

新型コロナウイルス・エイズ・肝炎等に感染された方やご家族等に差別的な扱いをしていませんか？



インターネット による人権侵害

SNSに個人情報や他人の悪口を書き込んでいませんか？



部落差別(同和問題)

生まれた場所や住んでいる地域で人を差別していませんか？



子どもの人権

虐待・体罰をそのままにしていませんか？
いじめに見て見ぬふりをしていませんか？



外国人の人権

外国人に嫌がらせ、ヘイトスピーチをしていませんか？



その他の人権問題

高齢者、ホームレス、犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人、アイヌの人々の人権など

女性の人権

家事や子育てを女性に押し付けていませんか？

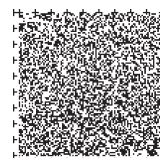


障がいのある人の人権

点字ブロックの上に自転車を止めていませんか？



学校では、人権の勉強を
どのようにしているのかな？
次ページを見てみよう！



教科書では次のように取り上げられています!

日本国憲法の考え方

日本国憲法には国民民主権、^{じんけん}基本的人権の尊重、^{そんちよう}平和主義の三つの原則（基本的な考え方）があります。
基本的人権の尊重とは、国民だれもが持っている自分らしく生きる^{けんり}権利を尊重することです。

出典：東京書籍株式会社「新編 新しい社会6 政治・国際編」10頁

国民の権利

- 思想や学問の自由
- 働く人が団結する権利
- 個人の尊重、^{もと}法の下での平等
- 教育を受ける権利
- 政治に参加する権利（^{さんせいけん}参政権）
- 言論や集会の自由
- 裁判を受ける権利（^{さいばん}）
- 仕事について働く権利
- 居住や移転、職業を選ぶ自由
- 健康で文化的な生活を営む権利（^{せいぞん}生存権）



国民の義務

- 子どもに教育を受けさせる義務
- 仕事について働く義務
- 税金を^{おさ}納める義務



日本国憲法は、^{けんぽう}基本的人権の尊重の原則にもとづき、上の図のように、さまざまな国民の^{けんり}権利を保障して^{ほしょう}います。また、日本国憲法には、国民が果たさなければならない義務も定められています。

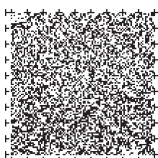
わたしたちは、日本国憲法の定める権利を正しく行使するとともに、おたがいの権利を尊重する態度を身につけるように努力しなければなりません。そして、国民としての義務を果たしていく必要があります。これらは、わたしたちが協力しながら望ましい社会をつくり上げていく上で、欠かせないことです。

出典：東京書籍株式会社「新編 新しい社会6 政治・国際編」17頁

子どもの人権

子どもは成長の過程にあるため、親の保護の下で生活し、結婚できないなどといった大人とは異なる特別な制限を受けます。しかし、子どもも一人の人間であり、個人として尊重されながら成長する権利を持っています。

1989年に国際連合で採択された「^{さいたく}子ども（児童）の権利条約」を、日本は1994（平成6）年に^{ひじゅん}批准し、これを受けて子どもの権利を守る取り組みが行われてきました。さらに2022（令和4）年には、子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されることや、保護される権利や意見を表明する機会の確保などを定めた「こども基本法」が制定されました。



出典：東京書籍株式会社「新編 新しい社会 公民」49頁

男女平等を目指して

女性は、仕事や職場の中で、雇用や昇進の面で男性より機会が少なくおくれがちです。「男性は仕事、女性は家事と育児」という性別役割分担の固定的な考え方が残っているためです。職場などでの性的ないやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）もしばしば問題になります。

1985（昭和60）年に男女雇用機会均等法が制定され、雇用の面での女性への差別が禁止されました。さらに、1999（平成11）年には男女共同参画社会基本法が制定され、男性も女性も対等な立場で活躍できる社会を創ることが求められています。こうした社会の実現のためには、育児・介護休業法に基づいて男女ともに育児休業・介護休業を取得したり、保育所の整備を進めたりするなど、育児、介護と仕事を両立しやすい環境を整えることが必要です。

出典：東京書籍株式会社「新編 新しい社会 公民」52頁



自己決定権

人間が、自分の生き方や生活の仕方について自由に決定する権利を、自己決定権といいます。この権利は、社会の発展にともなって人々の生き方が多様化する中で、主張されるようになってきました。

医療の分野では、患者が治療方法などを自分で決定できるように、手術の方法などを十分に説明して同意を得る、インフォームド・コンセントが求められます。さらに、延命治療をしない選択をして死に至る尊厳死や、不治の病気でたえがたい苦痛を感じている人が、医師の力を借りて死を選ぶ安楽死が、自己決定権として主張されています。しかし、こうした主張に対しては、生命の軽視につながるとして反対する意見もあります。

出典：東京書籍株式会社「新編 新しい社会 公民」65頁

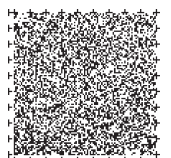


知る権利

国民が主権者として政治に関する判断をするためには、さまざまな情報を手に入れて分析することが重要です。特に現代では、情報化の進展によって、多くの重要な情報が国や地方の役所などに集まっているため、こうした情報を手に入れる権利として、「知る権利」が認められています。国や地方には情報公開制度が設けられ、人々の請求に応じて情報を開示しています。情報公開制度は、政治の透明性を高め、公正な政治の実現に役立っています。

また、新聞やテレビなどのマスメディアは、取材などによって情報を収集し、表現の自由に基づいて広く報道することで、国民の知る権利を支えています。

出典：東京書籍株式会社「新編 新しい社会 公民」66頁



みんなで考えよう！インターネットと人権

インターネットは、コミュニケーションの輪を広げる便利な道具ですが、一方で、インターネットを介して人権を侵害する事案が発生しています。子どもたちを「被害者」にも「加害者」にもしないために、インターネットと人権について考え、インターネットを利用するうえでのルールやマナー、フィルタリングなどについて考えましょう。

(R 6 岐阜県情報モラル調査結果より)

児童生徒のインターネット利用状況		小6男子	小6女子	中2男子	中2女子
Q1	あなたは、自分の携帯電話を持っていますか。	51.2%	58.8%	80.3%	83.6%
Q2	あなたの携帯電話は、スマートフォンですか。 (Q1で携帯電話を「持っている」と答えた人のうち)	87.8%	89.9%	96.8%	97.2%
Q3	フィルタリングをしていますか。 (Q1で携帯電話を「持っている」と答えた人のうち)	68.8%	75.7%	66.9%	68.4%
Q4	あなたは、インターネットや携帯電話でSNSに書き込みをしたことがありますか。	19.0%	25.8%	37.5%	45.5%
Q5	あなたは、インターネットや携帯電話のメールやチャット、SNSなどで被害を受けたり、嫌な思いをしたことはありますか。	5.7%	5.4%	4.5%	6.2%
Q6	あなたの家では自分が使う携帯電話の利用の仕方を決めていますか。	67.1%	71.2%	66.8%	72.2%

スマートフォンはインターネットの世界への入り口

◎日頃、子どもがスマートフォンで何をやっているか知っていますか？

スマートフォンの利用について、以下の視点で子どもと話し合ってみましょう。

相手の立場や気持ちを考える

◆個人情報の書き込み

名前・顔写真・ID・メールアドレスなどの個人情報をネット上に書き込むと悪用されることがあります。

◆他人を誹謗中傷する書き込み

SNS等に、軽い気持ちで間違った情報や、相手を傷つける書き込みをすると人権を侵害するだけでなく、法に触れることがあります。

正しい情報かどうか判断する

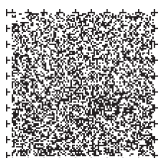
◆有害情報へのアクセス

ネット上には有害な情報も含まれています。悪質なサイトに誘われ、トラブルに巻き込まれることがあります。

◆メールやメッセージ

自分が嫌な気持ちになるメッセージやなりすましのメールなど不審なメールやメッセージが送られてくる場合があります。

※安全に正しく使うために、まず家庭でルールを決め、フィルタリング設定をしましょう



このリーフレットに対するご意見をお寄せください！(右のQRコードからご回答下さい。)

